

札幌中税務署へ申し入れ

納税者の権利を守り、憲法に沿った税務行政を要請



札幌市中央区
南1条西14丁目
TEL281-2808
FAX281-2832
Eメール
info@tyu-min.com
ホームページ
http://www.tyu-min.com



7月の税務署人事異動が終わり、税務調査も始まりました。中部民商では、毎年税務署の人事異動後に税務署交渉を行い、納税者の権利を守るよう申し入れを行っています。支部・班でも学習会を開き、納税者の権利を学び合ひましょう。

納税者の立場での税務行政を

札幌中税務署への申し入れ(18日)には、尾谷副会長と宮坂・高島・成田各常任理事、富堂事務局長が行いました。中税務署からは、総務課長と課長補佐が対応しました。

中部民商は「税務運営方針の周知徹底・事前通知の文書化・調査理由の開示・収支内訳書の提出強要をやめる」事を要請しました。

納税相談についても「消費税が8%になり、様々な物が値上がりしている中で、多くの中小業者はギリギリでの営業と生活を余儀なくされている。納付意欲はあるが、計画通りにならない事も起きて来る場合も想定されるので、それぞれの状況に合った対応を行って頂きたい」と要請しました。

納税者の協力を得ながら進めよ

申し入れに対して、総務課長は「内容は承り、署長に伝えます」「税務運営方針は税務調査時における基本理念なので、周知徹底していく事に変わりはない」と回答。

項目毎の質問に対しては「事前通知は従来通り電話での通知を行っており、支障がないので従来通り行う」「調査理由については、売上・仕入・経費等広く調べる事になるので、特定するような理由は開示できない」「収支内訳書については、罰則のない訓示規定である事に変わりはない」と回答することになりました。

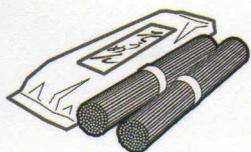
中部民商を代表して尾谷副会長は「多くの中小業者は厳しい経済環境の中で営業と暮らしをしています。納税者の協力を得ながら税務運営を行ってほしい」と再度要請しました。



▲中税務署へ申し入れを行う役員

小豆島手延ベソーマン発売中!

大:2300円



「お店のチャームに出したい」「取引先へのお中元に使おうかしら」と民商で販売しているソーメンがたいへん喜ばれています。ソーメン販売の収益は9月に福井で開催される「全国業者青年交流会」の参加費用となりますので、ご協力下さい(青年部)。

注文は民商事務所まで

「民商会費」「商工新聞代」納入のご案内

民商は会員の皆さんが納める会費と商工新聞代のみで運営しています。毎月15日までに納入をお願いしています。合わせて会費を事務所に届けて頂くようご協力をよろしくお願い致します。宣伝力・募金も集めていますので、引き続きご協力をよろしくお願い致します。

☆共済会:レクリエーション☆ とうや湖「中島」願かけツアー

日程: 10月5日(日) 午前8時集合
場所: 洞爺湖畔亭
内容: とうや湖「中島」探索体験・温泉・昼食(ハイキング)
定員: 50人
持ち物: 参加費(お金)・お風呂道具(タオル・着替え等)・歩きやすい服装と靴
費用: 共済加入者2,000円※6,000円のところ (未加入者4,000円) (バス・昼食・入浴・保険料込)

※参加希望の方は、9月22日(月)までに事務所まで連絡下さい(定員になり次第締め切りますので、早めに申し込みを)

※車内での飲酒は禁止とさせていただきます。ご理解とご協力をお願いします